

○益田市社会福祉法人指導監査連絡会議運営要領

平成25年3月29日

益田市訓令第6号

改正 平成28年3月30日訓令第6号

平成29年3月30日訓令第6号

庁中一般

各かい

(趣旨)

第1条 この規程は、益田市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年益田市告示第48号）第11条第1項に基づき設置する社会福祉法人指導監査連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営について、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 社会福祉法人指導監査実施計画の策定に関すること。
- (2) 指導監査の結果に基づく指摘事項に対する改善状況又は改善計画の報告において適正を欠く場合の当該社会福祉法人に対する措置に関すること。
- (3) 不祥事を起こした社会福祉法人に対する措置に関すること。
- (4) その他指導監査に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 連絡会議に委員長1人を置き、福祉環境部長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて、福祉環境部長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 4 連絡会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

福祉環境部長、健康子育て推進監、福祉総務課長、障がい者福祉課長、高齢者福祉課長、子育て支援課長、子育てあんしん相談室長、健康増進課長
--